

報告第 3 9 号

平成 1 5 年 1 0 月 9 日承認

市民部会地域調整分科会の事務事業調整方針について

市民部会地域調整分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第39号

協 議 会 報 告 項 目

市 民 部 会

地域調整分科会 6-8

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
6 - 8 - 1	施設(集会所・会館)維持管理運営事業	9/13			10/2	協議会協議項目
6 - 8 - 2	地域改善事務事業	7/17			7/30	
6 - 8 - 3	共同浴場管理運営事業	7/17			7/30	
6 - 8 - 4	地区環境改善事業補助金	7/17			7/30	
6 - 8 - 5	人権・同和問題事業補助金(運動団体等補助金)	7/17			7/30	協議会協議項目
6 - 8 - 6	地域福祉推進事業補助金(専修学校入校者補助金等経過措置分)	7/17			7/30	
6 - 8 - 7	福祉資金貸付事業事務	7/17			7/30	
6 - 8 - 8	その他、地域改善残事業の一般対策に移行するための調整事務事業	7/17			7/30	
6 - 8 - 9	隣保館の設置及び管理に関する条例	7/17			7/30	
6 - 8 - 10	隣保館運営委員会要綱	7/17			7/30	
6 - 8 - 11	隣保館運営事業	9/13			10/2	協議会協議項目
6 - 8 - 12	大型共同作業場	7/17			7/30	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	地域調整分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 施設(集会所・会館)維持管理運営事業 ※協議会協議項目	・市が設置した集会所・会館については、適切な維持管理及び運営を図るため、必要な施設修繕や保守点検は市が実施しているが、日常の管理運営費として各自治会へ補助金を交付している。 なお、平成13年度に行った同和対策事業補助金等の見直しにより、3年間で段階的に削減し、平成17年度以降は自主運営としている。 ・会館4カ所、集会所4カ所 ・14年度補助金1施設あたり134,400円を交付	・市が設置した集会所を適切に維持管理できるように地域に管理を委託し、地域にあった運営を行うと共に必要に応じて施設の修繕や保守点検を実施している。 ・集会所7カ所 ・補助金は交付していない	-	・町が設置した集会所については、適切な維持管理及び運営を図るため、日常の使用管理は自治会で行い、必要な施設修繕や保守点検は町が実施している。 ・集会所6カ所 ・補助金は交付していない	・村が設置した集会所については、施設の保守点検や光熱水費の負担など地元自治会による自主的な管理運営により実施している。 ・集会所1カ所 ・補助金は交付していない	-
2 地域改善事務事業	「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」失効後において、残された人権・同和問題の解決を目指し、各種研修会への参加、参考図書等の購入などの事務事業を実施している。	同左	-	人権施策で対応している	同左	-
3 共同浴場管理運営事業	「さくらゆ」は平成9年に地域改善対策事業として新設し、地元自治会へ運営管理を委ねている。運営状況については、最近では1割程度の利用者減はあるものの積立金もあり、経営状況は順調に推移している。これまで運営費補助を行っていたが、平成13年度の県及び市の同和対策事業補助金等の見直しにより、平成14年度からは廃止になり、設備機器の保守点検と大規模修繕は市が実施し、その他一般的な運営管理は自治会の自主運営としている。 ・入浴料 大人 200円 ・1日あたりの利用者数 約160人	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 2. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 3. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	・町が設置した集会所については、施設の保守点検や光熱水費の負担など地元自治会による自主的な管理運営により実施している。 ・集会所6カ所 ・補助金は交付していない	-	村が設置した隣保館の分館8館に対して講座開催回数や使用回数に応じて管理委託料を交付している。 ・分館8カ所 ・14年度委託料1施設あたり約60,000円を交付	
-	芸濃町に同じ	同左	津市に同じ	市町村で所管課及び事業内容、予算状況が異なるため、合併時までには実施市町村で整理・調整を行い、新市において一元化する。
-	-	-	-	津市独自で実施している地域性のある事業であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	地域調整分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 地区環境改善事業補助金	「地対財特法」失効後における残された地域課題の解決に向けた取り組みに対し、補助金を交付している。 なお、補助金は今後3年間で段階的に削減し、平成17年度以後は一般対策での対応となる。	-	-	-	-	-
5 人権・同和問題事業補助金(運動団体等補助金) ※協議会協議項目	「地対財特法」失効後における運動団体、対象地区自治会長が実施する啓発活動、各種研修会への参加及び開催など、人権・同和問題の早期解決に向けた取り組みに対し補助金を交付している。 なお、当補助金は今後3年間で段階的に削減し、平成17年度以後は一般対策での対応となる。	同左 今後の補助金の交付額については未定。	-	津市に同じ 今後の補助金の交付額については未定。	同左 今後の補助金の交付額については未定。	-
6 地域福祉推進事業補助金(専修学校入校者補助金等経過措置分)	対象地区住民の福祉・教育の向上及び経済的自立を図るための福祉・教育的事業を実施してきたが、「地対財特法」の失効に伴う県及び市の同和対策事業補助金の見直しにより、これらの制度が平成13年度末で廃止になった。 なお、経過措置として、平成13年度末までに申請のあった者については所要の経過措置が適用される。 《実施事業》 ・専修学校入校者補助金 市補助金 修学金月5,000円 (平成15年度まで適用)	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 廃止の方向で調整する。 5. 6. 廃止の方向で調整する。
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	津市独自の事業であり、合併時までには一般施策へ移行し廃止とする。
-	津市に同じ	同左	同左	
-	今後の補助金の交付額については未定。	なお、当補助金は今後3年間で段階的に削減し、平成17年度以後は一般対策での対応となる。	なお、当補助金は今後3年間で段階的に削減し、平成17年度以後は一般対策での対応となる。	
-	-	-	-	在学学生は経過措置を適用されているが、平成15年度末で卒業になり、当補助制度は合併時までには廃止となる。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	地域調整分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 福祉資金貸付事業事務	<p>・県の補助を受け、福祉的な貸付事業として生業資金や生活資金などの貸付を行ってきたが、「地对財特法」の失効に伴う同和対策事業の見直しにより、当貸付制度は平成13年度末で廃止になった。 今後は未収金に対する収納率の向上に努めていく。</p>	・同左	-	<p>・津市に同じ</p> <p style="text-align: center;">14年度から町単独の福祉資金貸付事業として住宅改修資金の貸し付けを実施している。</p>	・同左	-
8 その他、地域改善残事業の一般対策に移行するための調整事務事業	<p>平成13年度末の「地对財特法」の失効に伴い、同和対策関係事業の見直しを行った結果、区分1～区分7までの残事業以外に、地域調整室が所管する公園、用地、排水路などの行政財産の管理を行っている。 今後は、一般対策として対応するために関係各課と協議を行い、早い時期に移管を進める。</p>	同左	-	津市に同じ	同左	-
9 隣保館の設置及び管理に関する条例	<p>「津市市民館の設置及び管理に関する条例」 ・全国隣保館連絡協議会より「隣保館設置運営要綱」では、「同和」という表現が削除されるという可能性があるため、条例を改正するよう指導があったが、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき条例化されており、現行条例に基づき、市民館運営及び諸事業を推進している。</p> <p>(隣保館名) ・中央市民館 ・櫛形市民館 ・長谷山市民館 ・雲出市民館</p>	<p>久居市立隣保館設置条例 ・久居市立隣保館設置条例の目的である市民の経済的文化的生活の向上並びに社会福祉の増進を図り健全な市民生活を育成するため隣保館を運営し諸事業を推進している。</p> <p>(隣保館名) ・北口市民館 ・北口文化会館 ・榊原市民館</p>	-	<p>芸濃町雲林院福祉会館設置条例 ・基本的には津市に同じ</p> <p>(隣保館名) ・雲林院福祉会館</p>	<p>美里村文化会館条例 ・基本的な考えは、津市と同様であるが、現在隣保館の移転新築の計画が進行しており、完成した場合には条例の一部を変更する必要がある。その時点で周辺隣保館の状況や国からの指示等があれば総合的に判断し変更するが、現状では今の条例に基づき事業の展開を図る。</p> <p>(隣保館名) ・中野文化会館</p>	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 8. 廃止の方向で調整する。 9. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	・津市に同じ	・同左	・同左	合併時までには実施市町村において、福祉資金未収金の収納率の向上に努めるとともに、繰越金の取り扱い、県からの借入金の返済、一般会計への会計替えなどの整理・調整を図り、合併時において一元化する。 なお、芸濃町の住宅改修資金の貸付については廃止の方向で整理する。
-	津市に同じ	-	-	「地对財特法」失効後の経過措置事業であり、今後一般対策として対応することになるため、合併時までには実施市町村においては事務事業の残務整理を行うとともに所管する行政財産についても関係各課へ移管を図る方向で調整を行う。
-	一志町隣保館設置条例 ・条例改正の予定は現在なし (隣保館名) ・川合文化会館	白山町立町民会館設置条例 ・「白山町立町民会館設置条例」に基づき、町民会館運営及び諸事業を推進する。 (隣保館名) ・白山町立町民会館	地对財特法が失効するまでに隣保館事業を明確にするため、条例改正を行った。(H14.4.1施行)	法失効後の隣保館の位置づけ、名称、職員体制、事務事業の内容など、全国隣保館連絡協議会の指導内容等を踏まえ合併時までには調整を図る。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	地域調整分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 隣保館運営委員会要綱	津市市民館運営委員会要綱 ・市民館4館において、それぞれ地域の実情に応じた事業を実施しており、必要に応じて運営委員会を開催し、事業や館運営上の重要事項について、調査・審議を行っている。なお、「隣保館設置運営要綱」については、国において地区指定がなくなったため、隣保館の行政範囲及び補助金などについて検討されており、国の動向を踏まえ、今後「市民館運営委員会要綱」の改正が必要である。 ・委員報酬 5,000円	久居市隣保館運営審議会規則 ・久居市立隣保館の円滑な運営を図るため必要な事項を審議する。 ・委員報酬 6,900円	-	芸濃町雲林院福祉会館運営審議会規則 ・福祉会館において、地域の実情に応じた事業を実施しており、必要に応じて運営審議会を開催し、事業や館運営上の重要事項について、調査・審議を行っている。 ・委員報酬 6,900円	美里村文化会館条例で規定 ・事業計画の段階で、運営委員会を開催し、審議・検討してもらっている。地域指定が無くなった関係で、今の隣保館活動を旧村の長野地区へ範囲を拡大する方向で運営委員会にも諮り理解を得ている。また県との協議も済みであり了解を得ている。14年度から地域拡大に備え運営委員にも長野地区代表の区長と社会福祉協議会の局長の2名を増員した。しかし、教育集会所と事業関係が重なる部分もあり、調整を兼ね協議していく必要がある。 ・委員報酬 なし	-
11 隣保館運営事業 ※協議会協議項目	隣保館運営事業 ・社会調整及び研究事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・小規模地域対策事業 ・その他の事業 【休館日】 毎週土、日曜日及び祝祭日 【使用料】 設定なし	隣保館運営事業 ・社会調整及び研究事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・小規模地域対策事業 ・その他の事業 【休館日】 毎週月曜日 【使用料】 ・会議室等 午前9時～正午 630円 正午～午後5時 1,050円 午後5時～午後9時 1,570円 午前9時～午後9時 3,150円 (使用料の減免あり)	-	隣保館運営事業 ・社会調整事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・青少年指導育成事業 ・その他の事業 【休館日】 毎週土、日曜日及び祝祭日 【使用料】 ・会議室等 午前9時～正午 200円 正午～午後5時 300円 午後5時～午後10時 500円 (使用料の減免あり)	文化会館運営事業 ・社会調整事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・青少年指導育成事業 ・その他の事業 【休館日】 毎週日曜日 【使用料】 ・集会室 昼間 200円以内 夜間 300円以内 (使用料の減免あり)	-
12 大型共同作業場	-	地域の就労対策として設置した施設であり、年1回運営委員会を開催し、今後の作業場の取り扱いについて検討している。 ・久居市立大型共同作業場運営委員会 7名 ＜構成員＞ 市議会議員2名、建設産業部長、地区役員2名、地元自治会代表、商工会議所代表 委員報酬 6,900円	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 11. 12. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	一志町隣保館運営審議会規則及び川合文化会館運営委員会設置要綱 ・隣保館は、川合文化会館の1館で、年度の初めに運営審議会を開催し、事業や館の運営について審議を行なっている。 運営審議会規則及び運営委員会設置要綱の改正については、委員の任期が15年3月31日までであることと、町全体の行政改革が行なわれるため、また、法切れにより検討は必要である。 ・委員報酬 5,000円	白山町立町民会館運営審議会規則 ・運営審議会では、町民会館事業や館運営上の重要事項について、調査・審議を行っている。 ・委員報酬 5,000円	隣保館運営審議会委員は、平成15年3月に廃止し、隣保館運営についての調査・審議が必要な場合は、人権施策審議会に対応している。 ・委員報酬 5,300円 (人権施策審議会に対応)	地域性があり、当分の間現行どおりとするが、今後委員の選任対象、人員及び委員報酬などの要綱の規定について、14年度に国から出された隣保館運営要綱の改正内容を参考にして検討し調整を図る。 また隣保館運営審議会の設置についても検討し調整を図る。
-	川合文化会館運営事業 ・保健衛生知識の向上に関する事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・その他の事業 【休館日】 毎週土、日曜日及び祝祭日 【使用料】 ・会議室等 午前9時～正午 500円 午後1時～午後5時 700円 午後5時～午後9時 1,000円 午前9時～午後9時 1,500円 (使用料の減免あり)	隣保館運営事業 ・社会調査及び研究に関すること ・生活相談指導及び生活改善に関すること ・保健衛生指導に関すること ・社会福祉相談に関すること ・教養文化活動に関すること ・啓発及び広報に関すること ・その他目的達成に必要と認められた事業 【休館日】 毎週土、日曜日及び祝祭日 【使用料】 ・会議室等 利用時間帯により1,000円～3,000円など (使用料の減免あり)	隣保館運営事業 ・社会調整及び研究事業 ・相談事業 ・地域福祉事業 ・啓発及び広報活動事業 ・地域交流事業 ・小規模地域対策事業 ・その他の事業 【休館日】 毎週土、日曜日及び祝祭日 【使用料】 ・集会室 利用時間により900円～5,000円など	-
-	-	-	-	合併時までに関係機関と調整し活用を図る。